

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会移動支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会が開設する伊勢原市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定にに基づく地域生活支援事業のうち、移動支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するとともに、事業所の従事者が支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し適正な移動支援を提供するため、事業に係る人員及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、屋外での移動が困難な利用者が地域における自立生活及び社会参加を促すよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、社会生活上必要不可欠な当該利用者の外出等における移動の介護を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項に定めるもののほか、関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 伊勢原市社会福祉協議会

(2) 所在地 伊勢原市伊勢原二丁目7番31号（伊勢原シティプラザ1階）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 従業者 10人以上（非常勤兼務10人以上）

従業者は、事業の提供に当たる。

2 前項に掲げる職員の員数は、その後のサービス利用者数の変化等により政省令及び当該利用者の支給決定を行う市町村（以下「当該市町村」という。）の定める基準を満たした上で、増減するものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までについては、必要に応じて随時サービス提供を行うものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、必要に応じて随時サービス提供を行うものとする。

（事業の内容）

第6条 事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出 官公庁及び金融機関への外出、公的行事への参加、障害者等が同伴する生活必需品の買い物、冠婚葬祭等
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出 外食、レジャー、レクリエーション、映画観賞、観劇等

（費用の額及び代理受領）

第7条 事業所が移動支援を提供した場合の費用の額は、当該市町村の事業に関する実施要綱（以下「要綱」という。）に定める基準によるものとする。

- 2 事業所は、要綱に基づき、利用者又は保護者から地域生活支援事業のサービスの提供に要する費用の受領についての委任を受け、当該市町村から利用料（利用者負担額を除いた額をいう。）の支払を受けるものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、移動支援を提供した際には、利用者又は保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 利用者負担額は、当該移動支援が要綱に定める代理受領サービスであるとき、当該市町村の定める額とする。
- 3 事業所は、代理受領を行わない移動支援を提供した際は、利用者から前項に定める当該市区町村の定める額を徴収するものとする。
- 4 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において事業を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者又は保護者から徴収することができる。
- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は保護者に対して、当該サービスの内容及び費用について説明し、支払の同意を得るものとする。
- 6 利用者又はその家族が、正当な理由がなくサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
 - (1) サービス利用日の前々日 無料
 - (2) サービス利用日の前日まで 利用者負担額の50%
 - (3) サービス利用日の当日 利用者負担額の相当額

- 7 前項までに規定するもののほか、利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものについては、金銭の使途及び額並びに利

利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者又は保護者の同意を得るものとする。

8 第1項から前項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又は保護者に対し交付するものとする。

9 前各項に規定するもののほか、前条に規定する業務に要する交通費等の必要経費は、その都度、利用者が負担するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢原市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、移動支援の提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。この場合において、主治医への連絡等が困難なときは、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した移動支援に関する利用者等からの苦情に対し、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会苦情解決に関する規程（平成20年1月31日施行）に従って迅速かつ適切な解決に努めるものとする。

2 事業所は、提供した移動支援に関し、法の定めるところにより、当該市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して当該市町村が行う調査に協力するとともに、当該市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質の向上のため、次の研修の機会を設けることにより、業務の執行体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密事項を保持しなければならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密事項を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に定めるものとする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該諸記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年11月29日から施行する。
(社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会障害者自立支援事業運営規程の廃止)
- 2 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会障害者自立支援事業運営規程（平成18年4月1日施行）は廃止する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、理事会の決議の日（令和3年1月15日）から施行する。

附 則
この規程は、理事会の決議の日（令和6年12月5日）から施行する。

附 則
この規程は、理事会の決議の日（令和7年3月13日）から施行する。